

教育委員会資料
令和7年6月25日
庶務課

杉並区教育委員会後援名義使用承認の取消しについて

令和6年12月4日付け、6杉教第8585号にて杉並区教育委員会後援名義の使用を承認した事業について、下記のとおり取り消したので報告します。

記

1. 概要

(1) 事業名

国際交流＆イングリッシュキャンプ

(2) 実施日及び会場

令和7年2月8日（土）～2月9日（日）千葉市少年自然の家

令和7年6月14日（土）～6月15日（日）国立赤城青少年交流の家

(3) 主催者

一般社団法人宮城復興支援センター

2. 取消し理由

杉並区教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱（昭和62年4月20日付け杉教学庶発第63号。以下「要綱」という。）第7条第2号では、名義使用承認の条件として、事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出こととなっている。また、要綱第8条第1項は、承認条件の履行を怠った場合は、名義使用承認を取り消すことができるとしている。

一般社団法人宮城復興支援センターは、事業計画書に記載された令和7年6月14日及び15日の会場について、過去の使用料未払いにより、同会場における開催ができない状況であるにも関わらず、当教育委員会へ事業計画の変更届が直ちに提出されていない。また、本件に関し、教育委員会より何度も問い合わせを行ったが、今もなお応答が一切ない状況が続いている。

このことから、要綱第7条第2号に違反し、承認の条件を満たさないため、要綱第8条第1項により本件承認を取り消す。

3. 取消年月日

令和7年5月30日（金）